

自立支援医療（精神）受給者の皆様へ

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、申請者が医師の診断書の取得のみを目的として医療機関に受診すること等を避けるため、令和2年度中の特例的な取扱いとして、

令和2年3月1日から令和3年2月28日までに

有効期間が満了する方については、有効期間が1年間延長になります。

○市町村での継続更新の手続きは必要ありません。

○病院、薬局、訪問看護ステーションでは受給者証に記載のある有効期間を1年間延長したものとして対応します。

○市町村の窓口を受給者証を持参いただいた方については、有効期間を訂正します。

○ただし、精神障害者保健福祉手帳と同時に継続申請をする場合は、継続申請が必要です（診断書の提出は1年間猶予されます）。